

医療法人関係者と医療法人の間の取引について

1 利益相反取引の理事会承認等について

医療法人理事は、医療法人と競業する取引や、自己又は第三者のためにする医療法人との取引（自己の所有物を医療法人と売買・賃貸借する等）など利益相反する取引を行う場合は、理事会の承認を受ける必要があるとともに、これらにより医療法人に損害が発生した場合は損害を賠償する責任が発生します。（詳細は、平成 28 年 3 月 25 日付医政発 0325 第 3 号厚生労働省医政局長通知「医療法人の機関について」を参照のこと）

定款変更等の際に上記の取引を行う場合は、必要な理事会の承認を得るとともに申請書に議事録を添付してください。

2 医療法人関係者との取引額について

医療法人が、理事本人や理事の 3 親等以内の親族から不動産の賃借・購入等の取引を行う場合は、利益剰余金の配当とならないよう（医療法第 54 条）、取引額は以下の基準額以下としてください。

また、申請書に評価額を証明する書類を添付ください。

(1) 基準額

<不動産の賃借>

- ・土地の場合 年額：評価額の 6% 又は賃料に係る不動産鑑定評価額 以下
- ・建物の場合 年額：固定資産税課税標準額の 10% 又は賃料に係る不動産鑑定評価額 以下

<不動産の購入>

- ・評価額以下

(2) 評価額

○土地の評価額（下記のいずれか）

- ・不動産鑑定士による不動産鑑定評価書（様式任意）による金額<購入の場合>
- ・不動産鑑定士による賃料に係る不動産鑑定評価書（様式任意）による金額<賃借の場合>
- ・税理士等による路線価方式又は倍率方式による金額（別紙様式に記入のこと）
- ・市町発行の固定資産税評価証明書による評価額

○建物の評価額（下記のいずれか）

- ・不動産鑑定士による不動産鑑定評価書（様式任意）による金額
- ・市町発行の固定資産税評価証明書による評価額

なお、その他の取引についても取引内容が剰余金の配当禁止に該当するおそれのあるものは、事前に健康福祉事務所または県庁医務課までご相談ください。